

## 大分県技能人材育成表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に優れた成果が認められる中小企業等について、その業績を称え知事賞を贈呈するとともに、広く県民に周知することにより、中小企業等における技能者の人材育成と処遇・地位の向上を図り、もって大分県のものづくり産業の活性化を図ることを目的とする。

### (被表彰者の資格)

第2条 被表彰者は、大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定める中小企業（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号で規定する企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条で規定する協業組合（以下、県内中小企業等という。）とする。

### (表彰の要件)

第3条 表彰は、次の第1号に該当し、かつ第2号から第5号のいずれかに該当する県内中小企業等に対して行うものとする。

- (1) 大分県内での事業実績が直近で5年以上あり、その間労働関係及びその他重大な法令違反がないこと。
- (2) 技能の向上のために技能者の能力開発に積極的に取り組んでいること。
- (3) 地域や業界における技能継承や技能検定の推進に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること。
- (4) 技能者の処遇・地位向上に積極的に取り組んでいること。
- (5) その他人材育成について独自の取組を行っていること。

### (応募等)

第4条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする者は、別に定める応募様式（様式1）及び参考資料等を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により応募様式の提出があった企業に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

### (被表彰者の選定)

第5条 被表彰者は、専門の知識または経験を有する者の意見を聞き、知事が選定するものとする。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、年1回別に定める日に賞状（様式2）を授与して行うものとする。

### (表彰の取り消し)

第7条 知事は、被表彰者が第5条の規定による被表彰者の選定以降、表彰の目的を損なうような行為等により、被表彰者としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

### (厚生労働大臣表彰への推薦)

第8条 知事は大分県技能人材育成表彰を受賞したもののうちから、技能振興に係る優良事業所、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰の被表彰者の推薦をすることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

様式1（第4条関係）

年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

所在地 〒

団体名

代表者名

電話番号

大分県技能人材育成表彰の応募について

大分県技能人材育成表彰を受けたいので、大分県技能人材育成表彰要綱第4条第1項の規定により、下記の書類を添付のうえ、応募します。

記

- |                |     |
|----------------|-----|
| ○ 調 書          | 1 部 |
| ○ 事業内容に関する参考資料 | 1 部 |
| ○ 人材育成に関する参考資料 | 1 部 |
| ○ 誓 約 書        | 1 部 |

職業分野 ・業種		企業名等	企業名	(ふりがな)
企業設立 年月日	(元号) 年 月 日		所在地	〒
代表者 職・氏名			担当者 電話等	担当者氏名 TEL FAX Eメール
従業員数	名	うち 技能士数		名
主要生産品名 及び 事業内容				
事業所の沿革				
(1) 技能者の 能力開発	ア 経営者として、人材育成についての方針や目標を定めて、社員に公表し、人材の育成に取り組んでいる			はい・いいえ
	イ 社員の技能を向上させるために、指導者を付けて、個々の能力に合わせたきめ細やかな指導を行い、育成している(OJTの実施)			はい・いいえ
	ウ 社員の技能や能力に応じた業務内容及び段階的な達成目標を設定し、適切に給与に反映させている。			はい・いいえ
	エ 社内に教育マニュアル・研修プログラムを持っている			はい・いいえ
	オ その他、技能者の能力開発に関する取組実績がある			はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。			
(2) 技能検定 の・推進	ア 従業員に対して、技能検定等技能に関連する資格試験等の受験を推奨している			はい・いいえ
	イ 資格試験受験のための準備講習会を独自に実施している、又は外部の準備講習会を受講させている			はい・いいえ
	ウ 技能検定受検料や能力向上のための講習受講等に対する受講料補助制度がある			はい・いいえ
	エ 人材育成のため業界団体や認定訓練校、技能検定委員等に社員を派遣している			はい・いいえ
	オ その他、技能承継・技能検定の推進に関する取組実績がある			はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。			

(3) 技能者 処遇の ・ 地位 向上	ア 高度な技能を有する社員に対し定年退職後の再雇用制度等を設け、 技能継承・人材育成に活用している	はい ・ いいえ
	イ 社内で「優秀な技能者」を処遇するための表彰等の制度を設けている	はい ・ いいえ
	ウ 有用な資格取得者に対し報奨金を出す制度がある	はい ・ いいえ
	エ 技能士を管理職に登用している	はい ・ いいえ
	オ その他、技能者の処遇・地位向上に関する取組実績がある	はい ・ いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。	
(4) その他 独自の 取組 状況	ア 業界内の技能競技大会や技能五輪等(以下、「大会等」という。)へ 積極的に選手を輩出している	はい ・ いいえ
	イ 大会等へ参加するために、社員に対して支援している	はい ・ いいえ
	ウ 大会等へ積極的に委員の派遣等の協力を行っている	はい ・ いいえ
	エ 地域の行事やボランティア活動等に技能を活用した協力を行っている	はい ・ いいえ
	オ その他、人材育成に関する独自の取組実績がある	はい ・ いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。	
被 表 彰 歴		
特 記 事 項 そ の 他		
法 令 等 違 反	有 ( ) ・ 無	

(注)用紙は、A4サイズを使用すること。

職業分野 ・業種		団体名等	団体名	(ふりがな)
団体設立 年月日	(元号) 年 月 日		所在地 担当者 電話等	〒 担当者氏名 TEL FAX Eメール
代表者 職・氏名				
構成員数	社 名	うち 技能士数		名
事業内容				
沿革				
(1) 技能者の 能力開発	ア 団体として、人材育成についての方針や目標を定めて、構成員に公表し、人材の育成に取り組んでいる			はい・いいえ
	イ 構成員の技能を向上させるために、指導者を派遣する等個々の能力に合わせたきめ細やかな指導を行い、育成している(OJTの実施)			はい・いいえ
	ウ 構成員に対し、社員の技能や能力に応じた業務内容及び段階的な達成目標を設定し、適切に給与に反映させるよう奨励している。			はい・いいえ
	エ 団体独自の教育マニュアル・研修プログラムを持っている			はい・いいえ
	オ その他、技能者の能力開発に関する取組実績がある			はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。			
(2) 技能検 定承 継の 推 進	ア 構成員に対して、技能検定等技能に関連する資格試験等の受験を推奨している			はい・いいえ
	イ 資格試験受験のための準備講習会を独自に実施している、又は外部の準備講習会を受講させている			はい・いいえ
	ウ 技能検定受検料や能力向上のための講習受講等に対する受講料補助制度がある			はい・いいえ
	エ 人材育成のため認定訓練校、技能検定委員等に社員を派遣している			はい・いいえ
	オ その他、技能承継・技能検定の推進に関する取組実績がある			はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。			

(3) 技能者 処遇の ・ 地位 向上	ア 構成員に対して、高度な技能を有する技能者に対する処遇・地位向上の制度を設けることを積極的に推進している	はい・いいえ
	イ 団体内で「優秀な技能者」を処遇するための表彰等の制度を設けている	はい・いいえ
	ウ 有用な資格取得者に対し報奨金を出す制度がある	はい・いいえ
	エ 技能士を団体役員に登用している	はい・いいえ
	オ その他、技能者の処遇・地位向上に関する取組実績がある	はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。	
(4) その他 独自の 取組 状況	ア 業界内の技能競技大会や技能五輪等(以下、「大会等」という。)へ積極的に選手を輩出している	はい・いいえ
	イ 大会等へ参加するために、構成員に対して支援している	はい・いいえ
	ウ 大会等へ積極的に委員の派遣等の協力を行っている	はい・いいえ
	エ 地域の行事やボランティア活動等に技能を活用した協力を行っている	はい・いいえ
	オ その他、人材育成に関する独自の取組実績がある	はい・いいえ
	【具体的な取り組み内容】 ※具体的な取組内容を記載すること。制度については導入時期も記載すること。	
被表彰歴		
特記事項 その他		
法令等 違反等	有 ( ) ・ 無	

(注)用紙は、A4サイズを使用すること。

様式 2 (第 6 条 関係)

大分県技能人材育成表彰

(受賞企業・団体名) 殿

貴社(団体)は優秀な技能者の育成と  
技能の継承への取組に  
素晴らしい成果をあげられ  
大分県産業の活性化に  
大変寄与していること  
認められますので  
これを賞します

年 月 日  
大分県知事(氏名) 印



(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材・原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便益を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 その他、当応募に際し提出した資料について、不正及び虚偽はありません。

年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

所在地

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日 (男・女)

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を依頼しています。